

自動二輪免許【スケジュールパック】利用規約

2021年12月1日	制定	第1版施行
2023年4月20日	一部改訂	第2版施行
2023年5月13日	一部改訂	第3版施行
2023年11月15日	一部改訂	第4版施行

この利用規約（以下、「当規約」と言います。）は、株式会社享成自動車学校（以下、「当社」と言います。）が運営する享成自動車学校（岡崎市井田町字茨坪34番地）、および享成自動車学校桜町校（西尾市米津町荒子24）（以下、「当校」と言います。）が提供する自動二輪免許に関する【スケジュールパック】（以下、「当サービス」と言います。）の利用について以下の通り当規約を定めます。ご利用のお客様には、当規約に従い当サービスをご利用いただきます。

第1条「定義」

1. 当規約の「お客様」とは、当規約に同意の上、当サービスをご利用いただく方を言います。
2. 当規約の「教習スケジュール」よは、お客様の通学可能なスケジュールを反映させて、当校が作成する教習スケジュールのことを言います。

第2条「適用」

1. 当規約は、お客様の当サービスご利用に関して、当社、およびお客様に適用するものとし、お客様は当サービスを利用するにあたり、当規約を誠実に遵守するものとしします。
2. 当サービスに関して当規約の他、当校の提供するサービス全般に関して定めた基本規約（以下「入校規約」と言います。）があり、当規約は入校規約の一部を構成するものとしします。
3. 当規約の規定が前項の入校規約と異なる場合には、入校規約に特段の定めがない限りは、当規約の規定が優先されます。

第3条「当規約の内容変更」

当校が必要と判断した場合には、お客様の承諾なしに当規約の内容変更ができるものとし、この場合の利用条件等は変更後の当規約に基づきます。なお、当規約の変更内容は、当校が定める方法により随時お客様に告知し、告知した時点から効力が発生します。ま

た、当校が当規約の内容変更を行った後に、お客様が当サービスを利用した場合には、お客様は当規約の変更を承諾したものとみなします。

第4条「利用申込の成立時期」

当サービスの利用申込の成立時期は、入校規約第5条「入校申込の成立時期」に定める通りです。

第5条「利用料金」

当サービスの利用料金は別紙料金表によります。

第6条「利用料金の支払い時期」

当サービスの利用料金と教習料金総額との合計金額を、入校規約第4条「入校申込の手続き」に定めるお申し込み後、入校日までにお支払いいただきます。

第7条「変更と終了」

当校はお客様の承諾なしに当サービスの内容や料金を変更、および終了することができるものとします。また、当サービスの内容や料金の変更や終了をする場合には、当校が定める方法により、変更時期や変更内容を事前に告知します。なお、当サービスの変更や終了によりお客様が損害を被られた場合には、当校は一切の責任を負いません。

第8条「当サービス各コースの詳細内容」

1. 当校が提供する当サービスは、「レギュラーコース」「スペシャルスピードコース」「プレミアムスピードコース」と3つのコースが設定され、お客様のご希望に合わせて最適なコースを選択していただきます。

- レギュラーコース

当コースは、当校がお客様に代わって教習の予約を取得し、予約取得済みの教習スケジュールを提示するものです。お客様にはこの教習スケジュールに従い教習を受講していただきます。その詳細は次の通りです。

- 1) 教習スケジュールの作成は、お客様のご都合を伺った上で作成いたします。作成に当たっては、当校指定のスケジュール用紙にお客様の通学可能な日時を記載していただき、ご提出ください。なお、お客様のスケジュール提出頻度、および対象機関に特別な定めはなく、お客様が通学可能な日時、およびその期間をお示しください。
- 2) 教習スケジュールは最長でも第1段階基準時限数分、第2段階基準時限数分と分けて作成いたします。原則として、教習開始時に卒業予定日を提示するものではありません。

- 3) お客様の通学可能な日時のすべてで予約を取得し、教習スケジュールを作成するものではありません。そのため、お客様が終日通学可能であっても、技能教習1次元のみ、または学科教習受講のみの教習スケジュールとなることがあります。
- 4) 当校の混雑状況により、予約祝時限数に制限を設けることがあります。そのため、予約取得時限数の増加やご希望時期までの卒業のご要望には対応いたしかねます。

● スペシャルスピードコース

当コースは、平日昼間の1時限目から8時限目の時間帯で、1日2時間、または3時間の技能教習の予約取得済みの教習スケジュールを提示するものであり、スピードコースの教習スケジュールの作成も可能です。その詳細は次の通りです。

- 1) 当サービスは教習開始日から卒業予定日までの教習スケジュールを作成いたします。お客様にはこの教習スケジュールに従い受講していただきます。
- 2) 教習スケジュールの作成は、お客様のご都合を伺った上で作成いたします。作成に当たっては、当校指定のスケジュール用紙に平日昼間の1時限目から8時限目までのお客様の通学可能な日時を記載していただき、ご提出ください。
- 3) 教習スケジュールで定める、教習開始日から卒業検定予定日までの最短の通学日数の目安は、その基準時限数により違いがあり、その詳細は次の通りです。

取得 免許	所持 免許	技能教習基準時限数			最短通学日数 目安
		第1段階	第2段階	合計	
大自二 MT	普通車以上	14	17	31	14日間
	普自二 MT	5	7	12	7日間
普自二 MT	普通車以上	9	8	17	9日間

※学科教習時限数は含みません。

なお、上記で示す最短の通学日数は目安であり、この通学日数で卒業をお約束するものではありません。

- 4) 技能検定実施日や休校日、当校の混雑状況により、教習スケジュールで定める通学日数は増えることがあります。

● プレミアムスピードコース

当コースは、平日夜間や土曜日、日曜日を含み、当校教習実施日のすべての時間帯で、1日2時間、または3時間の技能教習の予約取得済みの教習スケジュールを提

示するものであり、スピードコースの教習スケジュールの作成も可能です。その詳細は次の通りです。

- 1) 当サービスは教習開始日から卒業予定日までの教習スケジュールを作成いたします。お客様にはこの教習スケジュールに従い受講していただきます。
- 2) 教習スケジュールの作成は、お客様のご都合を伺った上で作成いたします。作成に当たっては、当校指定のスケジュール用紙にお客様の通学可能な日時を記載していただき、ご提出ください。
- 3) 教習スケジュールで定める、教習開始日から卒業検定予定日までの最短の通学日数の目安は、その基準時限数により違いがあり、その詳細は次の通りです。

取得 免許	所持 免許	技能教習基準時限数			最短通学日数 目安
		第1段階	第2段階	合計	
大自二 MT	普通車以上	14	17	31	14 日間
	普自二 MT	5	7	12	7 日間
普自二 MT	普通車以上	9	8	17	9 日間

※学科教習時限数は含みません。

なお、上記で示す最短の通学日数は目安であり、この通学日数で卒業をお約束するものではありません。

- 4) 技能検定実施日や休校日、当校の混雑状況により、通学日数が変動することがあります。
2. 各コースの技能教習は指導員 1 名につき、お客様 2 名までの対応が基本となります。ただし、特定の技能教習や運転技能の習得状況によってマンツーマン指導となることがあります。

第 9 条「卒業予定日」

教習スケジュールで示す卒業予定日は、あくまで目安でありその日に卒業をお約束するものではありません。教習スケジュールは法令で定める最低の教習時限数で設定しているため、お客様の運転技能の習得状況により、やむを得ず技能教習を延長した場合には、卒業予定日が遅れる事態が発生します。そのため、卒業予定日は目安であり、当初からお約束するものではないということとなります。

第 10 条「教習スケジュールの確定」

教習スケジュールは、原則お客様の通学可能な日時に合わせて作成をし、お客様に教習スケジュールをお渡しした時点で確定となります。

第 11 条「教習スケジュール変更」

1. お客様のご都合により教習スケジュールに変更があった場合には、当初提示した通学日数に比べ通学日数が増加し、卒業までの期間を要することになります。
2. 技能教習の延長があった場合には、教習スケジュールが変更となります。
3. 教習スケジュールの確定以降、お客様のご都合による教習スケジュール変更は、スケジュール変更手数料 1 回につき税込 2,500 円をお支払いいただいた上で、教習スケジュールの変更の対応をいたします。なお、教習スケジュールの確定以降の変更対応は、2 回目までは無償とし、3 回目以降は有償となります。

第 12 条「スケジュール変更手数料除外対象」

以下の理由によって教習スケジュールに従い教習受講ができず教習スケジュール変更が必要になった場合には、スケジュール変更手数料のお支払い対象から除外します。

1. 変更の理由が当校に原因があると、当校が判断した場合
2. 発熱や怪我等、急な体調不良の場合
(医師の診断書を提出していただく場合があります。)
3. 災害、事故等により公共交通機関に遅延や運休が発生した場合
4. 変更理由がお客様の不可抗力によるものの場合
5. 忌引きの場合
6. 天災地変や悪天候、車両や設備の故障を含む不慮の事故等で教習中止を当校が判断した場合
7. 技能教習の延長の場合

第 13 条「教習のキャンセル」

1. 教習のキャンセル料金は入校規約第 16 条「教習のキャンセル」の規定の通りです。
2. 教習のキャンセルがあり教習スケジュールが発生した場合には、当規約第 11 条「スケジュール変更」に規定するスケジュール変更手数料のお支払い対象となります。

第 14 条「利用解除」

1. 以下に該当した場合には、当サービスの利用解除となります。
 - 1) 教習スケジュール確定後、お客様のご都合によるスケジュール変更が頻発し、教習スケジュールの作成が困難と当校が判断した場合
 - 2) 教習スケジュール確定後、何らかの理由によって、お客様が長期間に渡り通学不可能となる、および教習受講のための時間確保が困難となる等、教習スケジュールの作成が困難と当校が判断した場合
2. 利用解除となった場合には、当サービスの利用料金の返金対応はいたしかねます。

第 15 条「その他の事項」

1. お客様のスケジュール提出以降、教習スケジュールの確定以前に、通学可能日に変更があった場合には、改めて当校指定のスケジュール用紙にお客様の通学可能な日時を記載していただき、再度ご提出ください。

2023 年 11 月 15 日
株式会社享成自動車学校
享成自動車学校
享成自動車学校桜町校